



水土里ネット めいわ



写真：新事務所

食と環境を守る 水土里ネット・めいわ

事務所が担い手センター（赤坂） に移転しました

〒515-0333 三重県多気郡明和町大字大淀595番地
TEL：0596-55-8001 FAX：0596-55-8007

新事務所紹介	1
理事長あいさつ	2
義援金を送りました	2
第6回通常総代会	3
平成23年度一般会計予算	3
平成23年度賦課金について	4
平成23年度転用決済金について	4
組合員の資格交替について	4

明和土地改良区

E-mail:md-meiwa@ma.mctv.ne.jp
http://www.ma.mctv.ne.jp/~md-meiwa/index.htm



理事長あいさつ

理事長 南野 光輝

平素は明和土地改良区運営を始め、施設の維持管理など格別のご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、当改良区も早いもので、合併以来7年目を迎えることが出来ました。

農業従事者の高齢化、後継者が不足、耕作放棄地の増加など農業を取り巻く情勢は一段と厳しさを増してきました。このような状況の中で、政府は日本の農業の根幹を揺るがす“TPP”への参加に向けて検討すると表明しています。もし、“TPP”参加が実現となると日本の農業は壊滅的打撃を受けることは間違いありません。さらに医療関係を始め、すべての分野に影響を与えます。特に明和町の基盤産業は米作りであり、絶対、許すことは出来ません。改良区として“TPP”に断固反対する請願書を、明和町の定例議会に提出し、採決して頂きましたので報告させていただきます。

次に、23年度からパイプライン化の工事が斎宮地区を皮切りに始まります。このパイプライン化は、“後継者対策の一環として将来展望の持てる魅力ある環境づくり”を目的とした事業であると確信しております。近年、特に水不足が深刻な課題であり、パイプライン化で渇水対策の解消と水管理の省力化を図る事に大変大きな意義があると思います。改良区全域のパイプライン化は必要不可欠と考えております。

最後に組合員の皆さんには大変申し上げ難いのですが、賦課金の値上げについて御協力のほどお願い致します。

現在の賦課金は、合併当初の金額です。この金額は、あくまでも暫定的な金額で『4～5年経った時点で運営に支障を来したら見直しをしたらどうか』との意見があり現在の金額を決定した経緯があります。改良区の施設も35年から40年ほど経ち老朽化が激しく進んでおり、施設の改修や修繕等、組合員の要望に対応できる体制を建てて行きたいと思いますので、ご理解を頂きたいと思います。

今後とも組合員の皆様と一緒に力を合わせて土地改良区事業の推進に努力したいと存じますので、よろしくお願い致します。

平成23年4月

義援金を送りました

明和土地改良区は、東日本大震災の被災地に三重県土地改良事業団体連合会を通して義援金30万円、そして義援金箱を設置して募った金額1万円を平成23年4月に送りました。

第6回 通常総代会

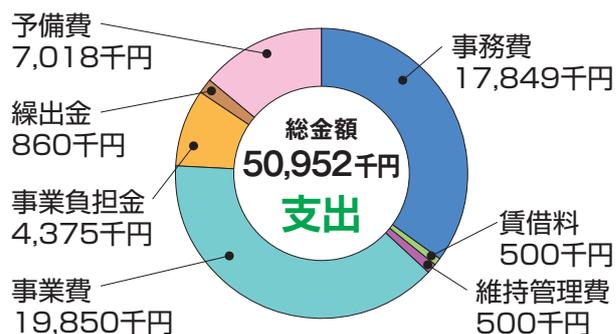
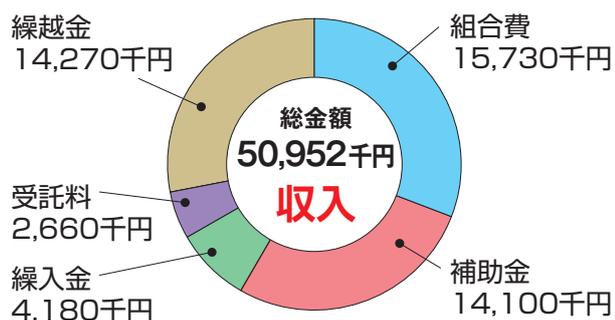
平成23年3月27日、明和町中央公民館において第6回通常総代会を開催しました。

総代総数42名中33名の出席により総代会が成立し、議長に渡邊和彦総代（第3選挙区）、議事録署名人に橘佳久総代（第1選挙区）、下村貞範総代（第5選挙区）を選任後、議事に入り提出議案について慎重に審議され全議案原案通り可決されました。

◆提出議案

- 第1号議案 明和土地改良区平成21年度事業報告の承認について
- 第2号議案 明和土地改良区平成21年度収支決算・財産目録の承認について
- 第3号議案 明和土地改良区明星県ば委員会特別会計平成21年度収支決算の承認について
- 第4号議案 明和土地改良区平成22年度収支補正予算の議決について
- 第5号議案 明和土地改良区定款の一部変更の議決について
- 第6号議案 明和土地改良区役員選任規定の一部変更の議決について
- 第7号議案 明和土地改良区規約の一部変更の議決について
- 第8号議案 明和土地改良区旅費規程の一部変更の議決について
- 第9号議案 明和土地改良区会計細則の一部変更の議決について
- 第10号議案 明和土地改良区報酬及び費用弁償に関する規定の一部変更の議決について
- 第11号議案 明和土地改良区処務規定の一部変更の議決について
- 第12号議案 明和土地改良区総務委員会処務規定の一部変更の議決について
- 第13号議案 明和土地改良区工務委員会処務規定の一部変更の議決について
- 第14号議案 明和土地改良区代表者会議処務規定の一部変更の議決について
- 第15号議案 明和土地改良区地区除外等処務規定の一部変更の議決について
- 第16号議案 明和土地改良区平成23年度事業計画の議決について
- 第17号議案 明和土地改良区平成23年度収支予算の議決について
- 第18号議案 明和土地改良区経常賦課金の議決について
- 第19号議案 平成23年度一時借入金の最高限度額及びその方法の議決について
- 第20号議案 平成23年度歳計現金預金先金融機関の議決について
- 第21号議案 明和土地改良区加入金の額の議決について
- 第22号議案 明和土地改良区役員並びに総代の報酬及び費用弁償の議決について

平成23年度 一般会計予算



平成23年度 賦課金について

平成23年度の賦課金は第6回通常総代会で決定されました。

賦課金 田 1,200 円/10 a 畑 600 円/10 a

■徴収時期 前期/平成23年6月25日納期 後期/平成23年12月25日納期
(ただし、年額が10,000円以下の場合は前期で徴収いたします。)

■納付場所

多気郡農業協同組合の本店・支店 百五銀行の本店・支店
第三銀行の本店・支店 三重信用金庫の本店・支店
明和土地改良区事務局

◇多気郡農業協同組合・三重信用金庫以外より振り込んでいただく場合、手数料が必要となりますが、手数料は各自でご負担ください。

◇振替依頼の手続きをしていただいた組合員の方は納期日に指定の口座より引き落とさせていただきます。

■賦課基準 当改良区の土地原簿に平成23年4月1日記載されている農地

平成23年度 転用決済金について

農地を宅地へ転用、または公共事業用地（道路・河川・公園・建物等）として転用するときに転用決済金及び提出書類が必要です。

転用決済金 90 円/㎡

◇提出書類……農地転用等通知書・その他書類

組合員の資格交替について

農地の移動・組合員の資格交替等があったときは、まず連絡して下さい。

◇提出書類……農地得喪通知書（売買、相続、経営移譲、住所変更）

○改良区への届出のない場合は、資格は変更されません。

○賦課金は、そのまま現資格者に賦課されますので、ご注意ください。

農地(田・畑)の転用・移動・その他苦情等は、
来区されるかお電話にてお問い合わせ下さい。

TEL 0596-55-8001